

「北海道の部活動の在り方に関する方針」等の改定概要

1 改定の趣旨等

- (1) 都道府県及び学校設置者は、国のガイドラインに則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な取組に関する方針を策定することとされており、本道においては、平成31年(2019年)に「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」(以下「道及び道立学校方針」という。)を策定。
- (2) 道及び道立学校方針で特例としてきた、国のガイドラインとは異なる部活動の活動時間及び休養日の取扱いを廃止するとともに、国のガイドラインの改定に伴う文言等の一部修正を行う。

※国のガイドライン：学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
(R4.12 運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合・改定)

2 改定内容

(1) 道及び道立学校方針の特例の廃止

国がガイドラインの徹底を求めていること、ガイドラインの遵守を「部活動指導員配置促進事業」の補助要件としていることなどから、これまで、道が特例としてきた活動時間及び休養日の取扱いを廃止する。

【廃止する特例】

- ①大会1か月前特例 中体連等の大会前日から1か月以内の期間や、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合の特例
- ②地域特性特例 本道の地域特性から積雪期の活動が制限される部活動、又は冬季に行われる部活動の特例

(現行の取扱い) ※①及び②の特例については廃止する。

	活動時間の上限			休養日の下限		
	平日	休業日	週あたり	平日	週末	年間
原則(国ガイドライン)	2時間	3時間	11時間	1日	1日	104日
①大会1か月前特例	2時間	4時間	16時間	1日	1日	104日
②地域特性特例	3時間	4時間	16時間	週1日+ある程度		104日
	年平均:平日2時間、休業日3時間			長期の休養期間		

※ 高等学校段階における弾力的な設定については現行どおり

(2) 国のガイドラインの改定による一部改定

令和4年(2022年)12月に国のガイドラインが改定されたことにより、文言等の一部修正を行う。

【主な改定内容】

改定内容	改定箇所
①長時間勤務の解消を図るため、教員のほか、部活動指導員や外部指導者が指導できることを追加	1(2)、2、6(3)
②障がいの有無等に関わらず生徒が参加しやすいよう工夫や配慮をすることを追加	4(1)
③部活動の地域移行を見据え、地域との連携を深めることを追加	4(2)

※ その他、文言等の修正を行った

3 施行時期

令和5年(2023年)4月1日から施行